

係留船舶の変更手続にあたって

清水港管理局

係留船舶の変更の条件

係留施設に係留する船舶が、老朽化・毀損した場合には、下記の条件を満たす場合に係留船舶を変更することが可能です。

船舶のサイズに大きな変更がないこと。

船の長さや幅に対して、係留施設の対応（構造、強度）に限界があります。そのため、変更後の船のサイズが大きく変わらないことが必要となります。

旧船舶が放置船舶とならないこと

今まで係留していた船舶が適正に処分されることが必要です。これを証明するため、解体する場合は、解体処分の証拠となるもの、売却した場合は、売却した船の新たな係留（保管）場所の証明書を添付してください。

手続に必要な書類

係留船舶変更許可申請書

現在係留している船舶のデータを印字したものをお送りします。

譲渡の場合 譲渡先の氏名・住所・電話番号・保管場所を記入して下さい。

廃棄の場合 処分を依頼した処理業者の氏名・住所・電話番号を記入して下さい。

変更理由 「老朽化のため」「用途の変更のため」など変更する理由を記入して下さい。

新係留船舶 船名、所有者、種類（遊漁船、モーターボート、フィッシングボート等）、長さ・幅・深さ、船舶検査済票番号を記入して下さい。

適正係留に関する誓約書

誓約書に署名捺印して下さい。

新係留船舶の関係書類のコピー

船舶検査証、船舶検査手帳「件名欄」、小型船舶登録事項通知書（移転登録）

新しく係留する船舶について、上の3種の書類の写しを添付して下さい。

旧係留船舶の係留許可ステッカー

旧係留船舶に貼付していた係留許可ステッカーを剥がして添付して下さい。

旧係留船舶の関係書類のコピー

旧船を譲渡する場合

・旧係留船舶の譲渡を証明する書類のコピー

旧係留船舶の売買契約書等、譲渡を証明するものの写しを添付して下さい。

・旧係留船舶の譲渡先の適正な係留を証明する書類

旧係留船舶が譲渡先で適正に係留されていることを証明する書類のコピーを添付して下さい。例：マリーナの係留契約書等 自宅等陸上で保管する場合には保管している場所の写真を貼付して下さい。なお、譲渡を受ける方が、同様に清水港プレジャーボート係留施設の使用許可を受けた船舶の変更を行う場合には不要です。

旧船を廃船する場合

・旧係留船舶の処分を証明する書類のコピー

旧係留船舶を処分した業者の処分証明書（産業廃棄物のマニフェスト等）の写しを添付して下さい。

船舶変更の留意点

隣の船舶への連絡

船舶を変更する場合、トラブル防止のためにも、事前に左右に係留している船に連絡して下さい。

特に、係留する船舶の大きさが変わる場合や形状が著しく変わる場合は、隣接船舶の入出港に支障が生じる可能性がありますので、必ず事前に連絡して承諾をとってください。

使用料の変更

船舶長が長くなった場合には、施設使用料が変更になります。使用許可期間の途中で変更された場合には、残った許可期間分の使用料を計算し、差額分を別途納入して下さい。なお、船舶が短くなった場合には、残った許可期間分の使用料差額は返還できませんのでご注意ください。